

令和7年度事業費納付金算定（本算定）における諸条件

資料4-5

■令和7年度事業費納付金算定（本算定）における諸条件について

- 令和7年度事業費納付金算定における諸条件については、財政運営検討WGでの合意のもと、保険料抑制と市町村国保特会における赤字傾向への配慮という両方の観点を踏まえて以下のとおり設定し、本算定を行う。

【諸条件】 ※仮算定から本算定にかけて変更しない条件については「-」と記載。

項目	仮算定における諸条件	本算定における諸条件	備考	
1 診療費推計	・推計方法（2）	—	—	
2 被保険者推計	・コーホート要因法	—	—	
3 標準収納率	・規模別基準収納率：▲1.0% ・インセンティブ値：1/2 ・努力値：+0.5%	—	—	
4 独自保健事業費の上限額	・前年度保険料総額（医療分）×5.0%※ ※被保険者数10万人以上の市は3.5%	—	—	
5 特例基金（財政基盤強化分）	・5.98億円	—	・保険料抑制	
6 （財政調整事業）	① 府国保特会の剰余金の活用	・66億円	・保険料抑制	
	② 前期高齢者交付金の精算に備えた留保財源の活用	・算出ルール※に基づき運用 ※第90回財政WG（令和5年度）で算出ルールを一部見直し	—	
	③ 保険者努力支援制度交付金（都道府県分）	・全額を保険料抑制に活用	—	・保険料抑制
	④ 府2号繰入金（府1号振替分）	・保健事業の効果的取組に係る財源を除き、保険料抑制に活用 ※令和7年度は採択事業なしのため、全額保険料抑制に活用	—	・保険料抑制
	⑤ 保険者努力支援制度交付金（事業費連動分）	・当年度の算定には計上せず、翌年度に剰余金が生じた場合は剰余金の活用検討の中で具体的な活用策を検討	—	—
	⑥ 過年度の保険料収納見込み	・一定割合：令和5年度過年度分収納額×80% ・上限：令和5年度過年度分調定額×30%	・一定割合：令和5年度過年度分収納額×60% ・上限：令和5年度過年度分調定額×30%	・保険料抑制及び市町村国保特会における赤字傾向への配慮
	⑦ 事業費納付金を通じた保険料抑制	・680円/人	—	・保険料抑制
	⑧ 保険者努力支援制度交付金（市町村分）	・一定割合：0%	—	・市町村国保特会における赤字傾向への配慮